

會報

第633号

2021年6月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第336回監査セミナー

2021年4月22日

演 題：監査役等に期待される役割 ～代替的経営機関説の立場から～
講 師：九州大学名誉教授・弁護士 西山 芳喜氏

1. はじめに

本日は、監査役等の制度やその役割についてご関心をお持ちの皆様に対して、直接お話できる機会を与えていただき、誠にありがとうございました。時節柄、講演会の開催に様々な障害があるにもかかわらず、周到な準備をしていただき、本当にありがたく思っております。なお、お時間に限りがありますので、要点を絞ってお話いたします。

本日は、監査役、監査委員、監査等委員という（以下、監査役等と申しますが）株式会社の役員制度の本質やその背景などについて重要なお話をご指摘して、監査役等に関する誤解や疑問を解くことのほかに、もう一つ、意図していることがございます。すなわち、監査役等の仕組みがわが国の企業経営の特質、とりわけ自律性の確保という特質と深く関わっていることをお示しして、監査役等の仕組みの意義やその現代的な重要性を認識していただきたいのです。

最近、企業経営の健全性を確保するための施策として、社内における自律性を期待するよりも、社外からの他律性を有用とする風潮が強まっていることに懸念しているからです。これは、欧米先進諸国の企業の組織運営と異なるわが国の実際に対する圧力でもあります。

具体的には、企業経営の他律性の強化を通じて、わが国の企業経営の変革を求める動きとして、主に資本市場からの要請として、90年代から主張され始めたコーポレートガバナンス（株主利益最大化のための企業運営の仕組み）の強化を求める動きがあり、それを受けて、コーポレートガバナンス・コードというソフト・ローを使った企業経営への干渉がみられるほか、経営者に対しては、業績連動報酬の容認による市場本位の経営への誘導が図られ、また、社外者による経営関与を強めるため、社外取締役の増員の要請や第三者委員会の設置の要請などがみられます。

しかも、同時に、わが国特有の制度である監査役等の非常勤化を促進しようとする動きもあるのです。これらには、人材育成、労使協調、共存共栄、社会貢献等を旨としてきたわが国の企業経営の歴史と伝統、あるいは文化を毀損するばかりでなく、むしろ企業の存

続と発展を阻害するおそれがあると思います。そのためにも、監査役等の側からも反論し、自らの有用性を主張する必要もあるのです。

2. 監査役等になった方の誤解・疑問

監査役等に就任された方のほとんどが、監査役等とは一体何なのか、どんな立ち位置にあるのか、自分は一体何をすればよいか、また、どういう視点、観点から仕事に取り組めばよいのか、と悩まれています。とりわけ、監査役等がわが国独自の制度であるため、取締役とどこが違うのか、人にうまく説明できないと困惑されているのです。

原型である監査役制度は、明治32（1899）年の商法制定により、わが国で株式会社制度が創設された当初から、取締役と監査役というわが国独自の二元的な会社運営の機関として構成されて参りました。戦後、昭和25（1950）年から昭和49（1974）年まで、従前の広範な職務権限を失っておりましたが、昭和49（1974）年の商法改正によって、ほぼ従前の制度に復帰いたしました。しかしながら、それから現在まで50年近く経つにもかかわらず、依然として、同じ悩みが続いています。平成の時代に誕生した「監査委員」や「監査等委員」の方々も、委員会制という点を除けば、監査役とほぼ同じ仕組みですから、同じように悩んでおられるのです。

それはなぜでしょうか。ある意味で、答えは簡単です。肝心なことを誰も説明してこなかったからです。どんな教科書、解説書を読んでも、監査役等の仕事は「監査」であることが当然の前提となっており、それを前提として、様々なことが紹介、解説されているからです。つまり、そもそも、監査役等の「監査」とは何か、何をすればよいのか、また、なぜそのような仕事があるのか、などについて、説明、解説されていないのです。

そこで、本日は、監査役等の監査は、公認会計士の監査とは全く異質のものであること、つまり、端的に言えば、「監査役等の監査は、監査ではない」ということから、お話しを始めたいと思います。また、このことは、「監査役等は、監査人ではない」ということ

を併せて意味いたします。そうしますと、「それでは、監査役等の仕事は一体何なのか、監査役等は一体何なのだ」という疑問が生じましようから、その疑問にお答えいたします。さらに、その後にはわが国独自の制度としての監査役等に期待されている役割の本質について、会社法が定めている監査役等の職務権限の解明を通じて、私の理解するところをお話し申します。

なお、後に述べますように、会社法上、監査役等は「監査する」という定めがありますために、やはり、監査役等の仕事を「監査」と表現せざるを得ないので、依然として、誤解を生じやすく、簡単に改善できないかもしれません。しかし、監査役等を知る皆様には、「事の本質」を正しく認識していただき、監査役等の監査は特別な仕事なのだ、しかも、わが国の企業経営の自律性を確保するための重要な仕事なのだと自覚していただき、また、我慢強くなっていただくほかありません。

3. 監査役等とは何か

昭和 25 (1950) 年の商法改正前、監査役の仕事は「監査」と説明することはありませんでした。「監査」という語がなかったからです。明治 32 (1899) 年の制定当初より、監査役は、会社の監督機関として、「業務執行の監督」や「決算の検査」等に関する広範な職務権限を有しておりましたが、昭和 25 (1950) 年の改正で、そのほとんどを失い、代わりに、わが国にはなかった「会計監査」という新たな任務を付与され、しかも、それは現在まで続いております。

しかしながら、わが国では、一部の専門家を除けば、会計監査の意義や役割が正しく理解されているとは言いがたく、少なくとも先進国には例のない素人監査を許容する法制がその証です。会計監査は、内部者・上位者による決算の検査とは異なり、外部の会計専門家が独立した立場から会計記録等の「照合」の作業をふまえて、結論として、財務諸表の真实性等の適否について、自らの意見（監査意見）を述べる手続を意味します。従いまして、「監査する」という作業は、通常、「照合する」ことを意味します。

また、AUDITING という欧米の監査の観念は、19 世紀の英国の公認会計士協会が独占的業務として確立したものを意味するとともに、彼らによって確立された監査の理論と実務が、会計原則の遵守と附属明細書による開示という comply or explain として、世界中に広められて現在に至っております。従いまして、まずもって、このような公認会計士のための監査理論や監査技法などは、監査役等の監査とは、本来、まったく関係がないことを理解する必要があります。

つぎに、監査役等の仕事を無理に監査理論・監査技法で説明しようとする動きについて説明いたします。前述のように、昭和 49 (1974) 年の商法改正で昭和 25 (1950) 年以前の監査役制度に復帰したにもかかわらず、「会計監査」の任務が残ってしまったことに加えて、法文上、「取締役の職務の執行を『監査』する」という明文の定めを置いたため、論者の多くが「会計



監査」と「業務監査」という対の言葉で、監査役の任務を説明し始めたのです。これが誤解の始まりでした。

会計監査、業務監査、監査基準、監査準則、監査意見、監査報告、監査品質等の用語は、すべて、公認会計士のための監査理論・監査技法として形成されたものです。それにもかかわらず、多くの論者は、この公認会計士のための諸概念を流用して、監査役等の仕事を説明・解説しようとするため、混乱に拍車がかかっているのです。

そのうちで特に注目されるのは、適法性監査限定説という学説です。商法学の権威の先生方がそろって提唱されたため、多数説となってしまいました。しかし、この適法性監査の語は、適法性監査報告という監査報告書の文案（取締役の職務の執行は適法である）を示す概念の流用であり、活動結果の報告の内容をもって逆にその実際の活動の有様を意義づけ、またその範囲を限定しようとしたのは本末転倒であります。確かに、戦前の大企業では、独任制の取締役と監査役とが6対4位の構成で拮抗する関係がありましたが、昭和 49 (1974) 年当時は、数十名の取締役と1人の監査役という構成であったため、「監査役に無理をさせない」という趣旨の政策的配慮があったのではないかと考えられますが、いわば「適法性」という観念だけですべてを説明しようとするには、大きな弊害があると思います。

むしろ、監査役等は何ができるのか、という法律上の職務権限の内容をふまえて、その立ち位置を正確に認識し、もって、監査役等の職責・使命感の自覚を促すことが、監査役等として期待される行動の端緒となり得るのであり、また、わが国独自の制度として創設された本来の役割を果たすために必要なことと思います。

4. 監査役等の監査とは何か

前述のように、監査役等の監査は、公認会計士のための監査理論上の監査ではないとすれば、一体何でしょう。何をすべきなのでしょう。その具体的な職務権限から考えていけば、答えが見つかります。

監査役等の権限の特徴は、大別して、①制限されない調査権（取締役会等の出席・質問、役職員への質問、資料調査など）と、②経営を是正するための諸権限（取締役会等での意見申述、不正行為等の差止など）があります。それゆえ、権限の仕組みとしては、監査役等の権限の本質は「是正権」にあるということになります。広範な、制限されない調査権はすべて、この是正のための前提となる権限であります。その意味では、監査役等の「監査」は「是正」を意味し、「監査する」は「是正する」ことを意味するものといえます。

もっとも、いかなる視点、観点から、何を是正しようとするのでしょうか。たんに法令・定款・社内規則等を遵守させるために、是正の活動をするのでしょうか。そうではないと思います。また他方で、権限の行使には自由な裁量権が認められています。つまり、誰の指揮命令も受けず、自らの判断で権限の行使ができます。そうしますと、監査役等の得手勝手な判断や活動が許されるようにも思われますが、果たしてそうでしょうか。私は、そうではないと思います。

すなわち、是正という職務権限を考える上で重要なことは、監査役等には、制限されない調査権に加えて、会社代表権があるという点です。むしろ法律上、監査役等の代表権の行使は取締役の責任追及の場面に限られるとしても、会社を代表することのある者には、代表行為を行う場合に限らず、つねに、大局的に見て、会社の利益に合致するか否かの経営判断が求められるのです。つまり、監査役等は、何らの制限なく自由に調査や是正の活動ができる一方で、同時に、会社を代表する視点、観点から、大局的に見て、会社の利益を守らなければならないという内在的制約もあります。端的に申しますと、これらは、「経営者」に求められる視点、観点であり、その行動もまた、「経営者」のそれであることを示しています。そうであれば、監査役等の監査は、経営者として、会社全体の実情を把握するとともに、それをふまえて、大局的に見て、会社の利益を守るための活動ということになります。

5. 監査役等の立ち位置とその役割—監査役等の視点はどこにあるのか

つぎに、監査役等が経営者としての視点、観点から活動すべきであるとしても、取締役との関わりが問題となります。取締役と同じ役割、同じ視点・観点が求められるとすれば、制度としての存在意義がありません。あえて、わが国独自の制度として創設された監査役等の仕組みには積極的な意義があると考えべきであります。私見は、監査役等を代替的経営機関としてとらえるとともに、併せて、代替的な経営観が求められると考えています。

まず、会社の仕組み、とくに経営組織の面から考え

てみましょう。欧米の企業の経営組織では、通例、業務執行を行わない上位の監督・是正の機関（米国の取締役会、ドイツの監査役会など）を置くとともに、併せて、業務執行組織の内部にあっては、指揮命令を一元化し、人事権を基盤とした上命下服の業務執行を最良の経営策と考えられています。

これに比して、わが国の監査役等は、経営陣と対等とされても、実質的に見れば、下位に見られがちな是正機関であり、また、業務執行組織の内部にあっては、通例、上位者が下位者の人事権を有するわけではなく、むしろ下位者の管理・育成が求められるような経営策がとられています。なぜ、わが国では、このような仕組みをとったのでしょうか。

端的に申せば、これは企業観、経営観の問題であると思います。すなわち、①企業を「営利活動の手段」と考えるか（法人擬制説）、「生活の場」と考えるか（法人実在説）の企業観の違い、②「収益性」の重視か、人間の尊重を基盤とする「生産性」の重視かという経営観の違い、③下位の者に対する人事権を持つ中間管理職（個室を与えられた副社長・部長職）を活用するか、中間管理職（個室を持たない課長職）を活用するか、業務執行組織の違い、④個人の資質・能力を重視するのか、集団の機能を重視するのかの違い、⑤企業管理者が経営陣に対する論功行賞・制裁を行うことを重視するのか、経営陣自体の自律を重視するのか、等の観点の相違があると思います。

これらのうち、注目すべきは、企業運営の健全性を確保する手段として、他律性と自律性のいずれを重視するかにあると思います。すなわち、業務執行に携わらない上位の機関が下位の業務執行組織の人的能力を尊重し、権限を付与しつつ、他方で、厳格に管理・規律する「他律性」を重視するか（人治主義）、あるいは、業務執行組織に属しない機関が業務執行の実情を把握し、企業の健全性を確保する観点から、是正的な措置（意見申述・抑止措置）を執ることで、ルールを尊重する業務執行組織の「自律性」を確保しようとするのか（法治主義）の違いです。

このような法治主義は、少なくとも江戸期からの企業運営の歴史と伝統・文化をふまえた経営思想に依るものと思います。そのため、人治主義をとる欧米流の経営思想を最良と考える方からすれば、「ガラパゴス」的なものと見られるかもしれません。

しかし、再三申し上げていますように、なぜ、監査役等の制度が採用されているのかを考えれば、監査役等に取締役と同じ役割、同じ視点・観点が求められるはずはないのです。制度の存在意義からして、監査役等の仕組みに積極的な意義・役割が認められるべきと考える立場からすれば、わが国の企業運営の歴史と伝統・文化をふまえ、とりわけ、法治主義の現代的な意義を模索しつつ、監査役等に求められる要請を解明すべきものと思います。

そこで、つぎに、監査役等の代替的な経営観の意義やその具体的な内容についてお話しいたします。監査役等を代替的経営機関と位置づければ、その代替的な

経営観もまた、取締役の経営観との関係がまず問題となります。

監査役等は、あたかも右手と左手の関係のように、対となる取締役と協働すべき職責がありますが、経営が取締役によって主導されるべきことは自明でありますので、どのような経営観を持って協働するかということ、職務権限の側面から考える必要があります。

監査役等の権限のうち、調査および是正の権限の面では、社内で最上位の立場にあります。どのような視点・観点から、調査権が行使され、かつ、それが是正につながるのかが重要となるのです。前述のように、監査役等の経営者としての見地からすれば、取締役の不正を摘発するのではなく、人材育成の観点から、個々の取締役の活性化を図るべきことが調査・是正の権限行使の目的と考えるべきであります。つまり、各取締役が自主的・自律的に職務に精励できるように気を配ることが肝要なのです。

また、監査役等は、取締役と不即不離の関係にあっても、取締役とは別の視点・観点から経営に参画する必要があります。そして、その代替的な経営観は、取締役の側が無視しがちな視点・観点ということになります。それゆえ、会社の「存続」と「発展」のバランスを重視し、会社の健全性の確保を重視することを通じて、可能な限り、業績の向上に寄与すべきこととなりますが、その焦点は、あくまで、「利益」ではなく、「人」にあると思います。

6. 結語

最後に、現在の政治・経済の状況をふまえて、監査役等の制度自体に関わる側面について付言いたします。最初に申しましたように、監査役等の側からも反論し、自らの有用性を主張すべき時期にあるからです。

監査役等の立ち位置やその役割を考えるに際して、わが国の企業統治システムの有り様を再認識する必要があります。近時、アメリカ型の企業統治システムが喧伝され、その採用への政治的・経済的圧力の上昇がありますが、アメリカ型の企業統治システムには監査役等の制度はありませんので、当然のことながら、監査役等の側から、自らの存在やその経営観、さらには、現代的意義を示し、かつ、その有用性を立証する必要があります。

わが国の企業統治システムは、企業を「生活の場」と考え、商家の伝統を受け継ぐべきものと思います。温故知新ということがありますが、わが国の商家には、「三方よし」の近江商人の家訓などのほか、商家の生活、仕事ぶり、従業員の育成など、その生活文化、習慣、慣行等について誇るべきところがあります。これらは、現代的にいえば、従業員・取引先・消費者・地域社会・国家等の各種の利害関係者、ステークホルダー全体の利益を重視する会社本位の立場であり、監査役等の経営観においても重視すべきであります。なぜなら、取締役の側では、資本市場等の影響を受け、どうしても、会社本位よりも市場本位の立場に依拠せざるを得ないのであれば、監査役等がバランスをとり、企

業経営の健全化を図る必要があるからです。

また、別の言い方をすれば、近時の収益性と生産性との均衡の議論からみても、取締役の側が収益性を重視するとすれば、監査役等の代替的経営観は、生産性、とりわけ、人材育成の側面を重視する視点に依るべきであり、監査役等は、この視点から、会社の業績の向上に寄与できます。わが国の生産性の向上の活動では、一般に、人間の尊重を基盤として、知識生産性、社会生産性、環境・資源生産性、総合生産性等が重視されているからです。

また、前述のように、監査役等の経営観の焦点が「人」にあるとすれば、日々の活動の指針もまた、「人」に注目すべきこととなります。具体的には、人材育成の側面から、「人を守る」(健康・安全)、「人を育てる」(教育・研修)、「人を活かす」(自主性・やる気)、「人として尊重する」(感謝)という思いを経営の要所に活かすように、取締役会の場、代表取締役等との意見交換に際して、気を配り、意見を述べる必要があります。また一方で、「清潔」や「整理整頓」を重視する商家の伝統は、「健康経営」という新たな観点から、監査役等の活動の指針として、重要なものとなります。そして、これらにより、企業運営の健全性は確保されるとともに、監査役等の役割の重要性も周知されるものと思います。

講演の最後にあたりまして、監査役等の皆様に日本型企業システムの「要」を担う気概を持って活躍していただくことを祈念して、本日のお話しを終わりにいたします。

(本要旨は講師の西山芳喜先生からご寄稿いただきました)

◆会員・会友異動(最終頁からの続き) (変更)

- 太田博久 【社名】インベックスマセラアラフラ海石油(株) →(株)INPEXマセラ
- 渡邊道明 【社名】サウル石油(株) →(株)INPEXサウル石油
- 山田 諭 【登録会社】王子タック(株)常勤監査役 →(株)王子機能材事業推進センター 監査役
- 藤野晴也 【社名】(株)ソミック石川 →(株)ソミックマネージメントホールディングス

(退会会員)

- 柿沼 実 (株)流通サービス 常勤監査役
- 村木由之亮 (株)昭和真空 常勤監査役
- 楠美信泰 (株)日本政策金融公庫 常勤監査役
- 藪 智彦 東芝プラントシステム(株) 常勤監査役
- 内山武久 東芝プラントシステム(株) 常勤監査役
- 森川 満 三井デザインテック(株) 常勤監査役
- 村田耕治 王子ネピア(株) 常勤監査役
- 楠畑健次 王子エコマテリアル(株) 常勤監査役
- 東山孝敬 KDDIプリシード(株) 監査役
- 末廣 信 リーフラス(株) 常勤監査役
- 白石俊夫 (株)太知ホールディングス(株) 常勤監査役
- 岸 俊雅 (社)日本貨物検数協会 監事
- 菅原隆志 東京青果(株) 常勤監査役
- 伊東祐弘 東ソー(株) 常勤監査役
- 米倉有三 (株)スミカ 常勤監査役

(退会会友)

- 大友利夫 元(株)弘電社
- 荒木道雄 元王子タック(株)
- 常野寿一 元(株)研電
- 三宅 傑 元ガルバテックス(株)
- 寺家正昭 元井村屋グループ(株)
- 片山 正 元(株)リガク
- 井上成史 元和歌山ゼロックス(株)

演 題：歴史からみえる中国の現在

講 師：京都府立大学教授 岡本 隆司氏

《一つの中国へのこだわり》

50年間存続するはずの一国二制度での「高度な自治」がないがしろにされているとして反対運動が起きた香港で、「国家安全法」が施行され、運動の中心であった若者らが収監された。中国政府の立場からすれば、もともと一国二制度（一国両制）は台湾を取り込むための過渡的方法で、あくまで「一つの中国」をめざしたものであり、「独立」の主張は認められない。



香港だけではない。「自治区」も同様である。かつてのチベットも「自治区」とはいうものの「高度な自治」が認められずダライ・ラマは亡命、内蒙古でも同じく締め付けは厳しく、また最近では、新疆ウイグルでの強制収容などが注目されている。

なぜこれほど「独立」「自治」を否定し、「一つの中国」すなわち「中華民族」の国民国家にこだわるのか。その答えを歴史からさぐってみたい。

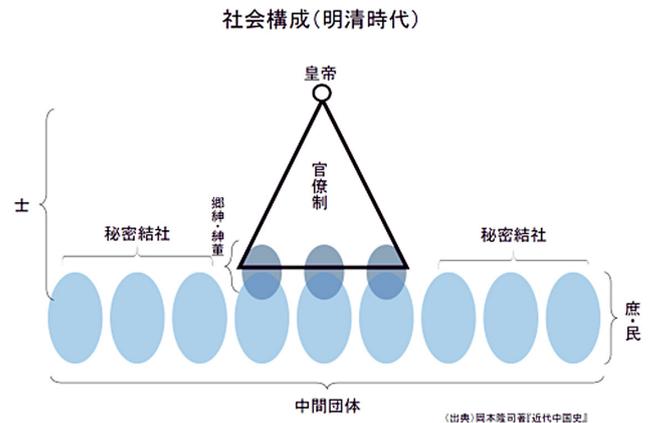
《明清時代》

漢人王朝である明朝は中国本土（チャイナ・プロパー）を統治し、周辺を臣従させようとした。しかし16世紀以降、大航海時代の好況で、その周辺諸国は勢力を増し、一律な臣従では秩序が立ちゆかなくなり、混乱のなかで明朝は亡ぶ。

継承した清朝は周辺国の出自であって、勢力が多分化した情勢をよくわきまえていたから、「藩部」としてチベット仏教やイスラム教の地域、朝鮮・琉球や東南アジアの朝貢国、日本や西欧との民間貿易など、複合的な関係を取りむすんで、秩序をたてなおした。「因俗而治」つまり「俗（在地在来の慣例）に因りて治める」という政策で、漢人のいる中国本土に加え、満洲・モンゴル・チベット・ムスリムとバラバラではあるが平和共存する世界をもたらした。

そのうち最も人口が多く、社会も複雑な中国本土に対しては、清朝は上にあって権力を握り官僚制による統治はしたが、やはり「因俗而治」により、明末の状況をそのまま踏襲して、民間社会の経済活動を管理統制せず、地域内の流通貨幣鑄造も地域ごとの民間ベースであり、地域間・海外の交易の決済には銀が使われた。王朝政権は貿易に関与せず、やはり各地まちまちな実態をもたらした。また17世紀以降の人口急増で民間社会が膨脹し、全国に多くの「市鎮」（マーケッ

トタウン）ができ、王朝の権力・政府の統治が及ばない秘密結社なども含む、バラバラな社会構成を形づくることとなった。



《西暦1900年前後の十年間のカギ》

朝鮮半島をめぐる対立から起こった日清戦争は1895年、日本の勝利に終わり、列強が以後、中国大陸にいつそう勢力を伸ばした。列強それぞれの勢力圏画定があたかもスイカを切り分けて食べ物にするようなので、危機感をいだいた漢人知識人は、この趨勢を「瓜分」と称した。

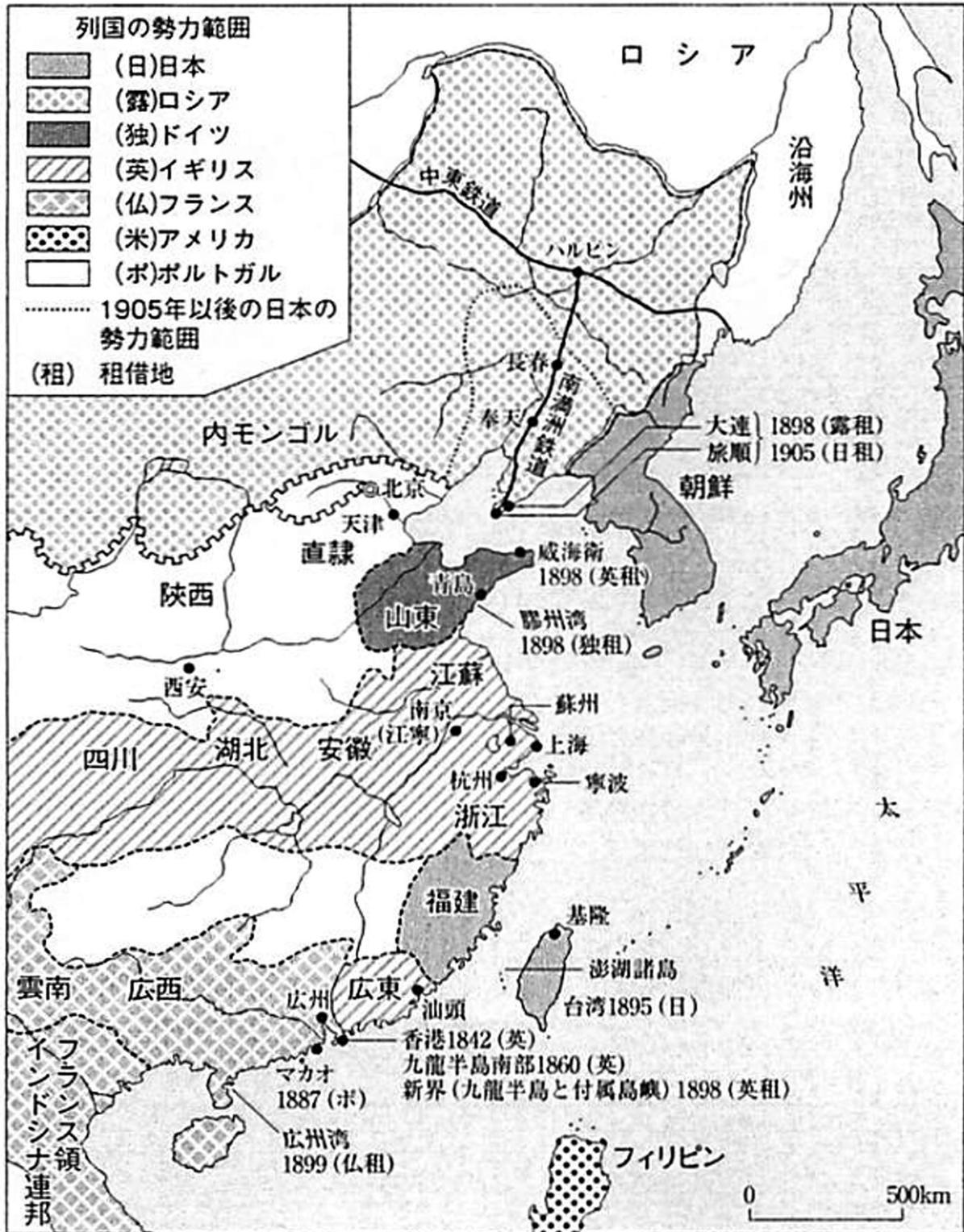
「瓜分」への危機感から体制変革の運動が生じ、さらに1905年、日露戦争で日本が勝利したのを見、日本に見ならうべしとして、たとえば「領土主権」という日本語を取り入れた。「瓜分」を防ぐため、国民国家の形成を志向しはじめ、国民国家を実現している西洋人の概念表現 CHINA の漢訳「支那」を「中国」といいかえて自らの国名とした。またチベットやモンゴルは、中国本土とは言語・宗教・ライフスタイルも違う「藩部」であるが、すべて「主権」が及ぶ同じ「中国」との意識をアピールする「愛国主義」が起こった。

《革命》

バラバラを一つにまとめ、「愛国主義」を実現しようというのが、それ以降20世紀「中国」の「革命」で、その百年は「革命」のオンパレードである。辛亥革命から第三革命、国民党の国民革命、共産党の人民革命、文化大革命……。つまり一世紀を通じて「愛国主義」がなお実現できていないことを意味する。

清朝が倒れ、中国本土でも各省が分立し、軍閥が混戦する中で、蒋介石が国民政府を樹立したが、その直接支配地域は限られており、分立の形勢は克服できなかった。日中戦争には勝利したが、バラバラなまま。その後まもなく、ずっと蒋介石と対立してきた共産党が、国民党を台湾に駆逐し、中華人民共和国を建てた。

列国の勢力範囲（瓜分）1898～1900



中華人民共和国は共産党の一党独裁で、現在「社会主義市場経済」の体制を布くと同時に、言語・宗教・生活様式も異なる民族も含めた「多元一体」構造の一つの「中華民族」であり一つの国家であるべしとの国是である。つまりタテの構造は民間の社会経済を自由な「市場」に委ねながら、独裁でそれを統制し、ヨコの構成は「多元」的な民族構成ながら、「一体」でなくてはならない。これを長期的にみれば、官民乖離

と「因俗而治」の歴史を前提に、目下それを克服しようとし、なお大きな軋轢を起こしている過程にあるとあってよい。

以上ごく簡単ながら「歴史からみえる中国の現在」ということで、今の中国を見るうえで参考になればと思います。

(文責：関根 紳仁)

生涯学習部会コーナー



句遊会

四月詠草

兼題：花祭、遠足、当季雑詠

花祭悟りは遠き令和の身

中山 知祐

花まつり黄色い声の山の寺

石原 克己

笑い声遠足バスから次々と

森 邦彦

スイッチバック遠足の子ら大歓声

安井 正浩

遠足にお米持参し一泊す

川田 勝美

ふり返る友の笑顔や春の夢

大仲 正敏

飛花落花黙の人人流れゆく

佐藤 政百

中庭のワイングラスに落花かな

城戸崎雅崇

春の陽が眩しき窓辺でテレワーク

眞田 宗興

写真友会



撮影場所：東京都調布市

「緑日の露店」 加地 昌博

事務局通信



◆行事報告	出席者	
第185回理事会		
4月15日(木)10:00~12:00	事務局	2
	オンライン	15
会報委員会		
4月16日(金)10:00~11:30	オンライン	7
広報委員会		
4月7日(水)14:00~17:00	事務局	2
	オンライン	7
◇一般部会		
第774回講演会		
4月9日(金)14:00~16:00	オンライン	81
講師	京都府立大学文学部歴史学科教授 岡本隆司氏	
演題	歴史からみえる中国の現在	
*メルマガNo243(4.12発行)のURLで視聴できます		
第562回研修見学会		
4月26日(月)・27日(火)・28日(水)		延期
見学先	N T T 技術史料館	
◇監査部会		
第336回監査セミナー		
4月22日(木)14:00~16:30	日比谷図書文化館	11
	オンライン	66
(特別会員:1名、特A定期:1名、特B定期:1名、体験:2名含む)		
講師	九州大学名誉教授、弁護士 西山芳喜氏	
演題	監査役等に期待される役割 —代替的経営機関説の立場から—	
*メルマガNo248(4.26発行)のURLで視聴できます		
20年度第10回監査基礎講座		
4月14日(水)14:00~17:00	オンライン	45
	(特B定期:2名含む)	
講師	元農中信託銀行(株)監査役 鈴木充郎氏	
テーマ	株主総会における監査役役割	
20年度第8回会計基礎講座		
4月中旬	文書配布	44
	(特B定期:2名含む)	
講師	証券取引等監視委員会・公認会計士 浜田康氏	
テーマ	会計士監査と監査役監査	
第247回監査実務研究会		
4月21日(水)14:00~17:00	オンライン	47
	(特B定期:1名含む)	
問題提起者	元三菱電機システムサービス(株) 常勤監査役 菊谷純氏	
コーディネータ	キオクシアホールディングス(株) 常勤監査役 森田功氏	
テーマ	働き方改革と在宅勤務	
第97回監査技術ゼミ		
4月12日(月)14:00~17:00	オンライン	56
講師	東京霞ヶ関法律事務所弁護士 遠藤元一氏	
テーマ	「内部統制に関する提言」の解説と監査役への期待	
◇生涯学習部会		
句遊会 例会		
4月7日(水)	メール	9
画友会 例会		
4月3日(土)10:00~	飛鳥山公園	8

楽友会 例会		
4月27日(火)15:00~17:30	オンライン	16
棋友会 例会		
4月20日(火)13:00~17:00	六甲倶楽部	中止
◇同好会		
江戸文化研究会		
4月17日(土)15:00~16:30	福祉センター江戸川橋	延期
楽器演奏同好会		
4月11日(日)13:30~14:30	オンライン	8
エッセイクラブ		
4月30日(金)	メール	7
(新入会員)		
○藤岡泰教	イベントレジスト(株) 監査役 紹介:平野俊章氏	
○小田 正	日経メディアプロモーション(株) 監査役 紹介:平野俊章氏	

◆会員・会友異動		
(会員から会友へ)		
○檜原章二	元三菱電機インフォメーションシステムズ(株)	
○佐藤英一	元三菱電機エンジニアリング(株)	
○安藤慶次	元(株)アートフォースジャパン	
○松岡尚登	元(株)メルコテクノ横浜	
(会友から会員へ)		
○吉田郁夫	(株)シーラホールディングス 常勤監査役 (交替会員)	
○笠原幸宏	三菱電機エンジニアリング(株) 常勤監査役 前任:佐藤英一氏	
○山川 晃	三菱電機インフォメーションシステムズ(株) 常任監査役 前任:檜原章二氏	
○瀬瀬良二	エム・ユー・トラスト・アップルプランニング(株) 常勤監査役 前任:川神浩二氏	
○諏訪裕治	三菱電機住環境システムズ(株) 常任監査役 前任:荒木 茂氏	
○紀中直樹	王子不動産(株) 常勤監査役 前任:広中尚文氏	
○関根健太郎	J P ビズメール(株) 常勤監査役 前任:元廣一仁氏	
○松下泰之	王子物流(株) 常勤監査役 前任:八重樫勇氏	
○守時 徹	メルテック・ビジネス(株) 常任監査役 前任:三浦靖行氏	
○中下恵勇	(株)建設技術研究所 常勤監査役 前任:尾園修二郎氏	
○深澤一幸	(株)三菱電機ライフネットワーク(株) 常任監査役 前任:村田尚彦氏	
○服部憲明	三菱電機 I Tソリューションズ(株) 常任監査役 前任:村野井剛氏	
○小出 晋	三菱 U F J 代行ビジネス(株) 常勤監査役 前任:齋藤力也氏	
○大野淳二	(株)日経ラジオ社 監査役 前任:蓮田善郎氏	
注)「変更」および「退会会員」「退会会友」は4頁に掲載しました。		

会 員	会 友	計	
187	145	332	2021年4月末現在

編集後記

◇新緑から深緑へと季節は変化していますが、コロナ収束への道筋は不透明なままです。5月25日の定時社員総会も2年続けての変則開催を余儀なくされました。ワクチン接種率の向上など素早い対応が待たれます◇監査セミナーでは西山芳喜先生が「監査役等に期待される役割」を代替的経営機関説のお立場から、また講演会では岡本隆司先生が「中国の現在」を歴史的な観点から解説してくださいました。ともにZoom配信による聴講でしたが、引き続き一定期間は当会員限定でYouTubeでの動画視聴ができます(「事務局通信」をご参照ください)。動画配信については講師の先生のご理解、監査・一般部会の運営委員の頑張りのもとよりのことですが、事務局長はじめ事務局の尽力があってこそのことと思います◇今号掲載の句遊会作品で詠まれ、また写友会作品で撮られた「日常」が一日も早く戻り、発行日の6月1日には緊急事態宣言が解除されていることを切に願います。(川田 勝美)